

万鳥取県公報

平成13年12月21日(金) **号外第**131号

每週火 金曜日発行

目	次
	<i>i</i>
H	<i>//</i> \

規則 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する 規則 (77)(教育委員会事務局文化課)......1

----- 公布された規則のあらまし ----

県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則

1 鳥取県立博物館の入館料の減免を次のとおり改正することとした。(第2条関係)

(1) 通常展示の入館料

区分	改正後	現 行
児童又は生徒及びその引率者が 教育課程に基づく教育活動とし て観覧するとき	減 免	減免
障害者及びその介護者が観覧す るとき	減 免	減免
児童又は生徒が休日等に観覧するとき	廃止	減免
70歳以上の者が観覧するとき	減免	減免
要介護者等及びその介護者が観 覧するとき	減 免	減免
その他教育、学術及び文化の振 興を図るため、知事が特に必要 があると認めたとき		減免

(2) 特別展示の入館料

区 分	改正後	現 行	
児童又は生徒及びその引率者が			
教育課程に基づく教育活動とし	減免	-	
て観覧するとき			
障害者及びその介護者が観覧す	. 		
るとき		-	
児童又は生徒が休日等に観覧す	減免		
るとき	一 	-	
70歳以上の者が観覧するとき	減免	-	
要介護者等及びその介護者が観			
覧するとき	[-	
その他教育、学術及び文化の振			

興を図るため、知事が特に必要 減 免 減 免 があると認めたとき

- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布 する。

平成13年12月21日

鳥取県知事 片 山

鳥取県規則第77号

県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則(昭和52年鳥取県規則第15号)の一 部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が 存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後 改 正 前 (授業料等及び使用料の減免)

第2条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の 使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は 使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用 料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の 右欄に定める事由に該当する場合とする。

区分	授業料 等又は 使用料		減	免	事	由
略						
鳥取	通常展	1				<u>率者</u> が教育課

県立|<u>示の</u>入| 博物 館料 館

- 程に基づく教育活動として観覧す るとき。
- 2 障害者及びその介護者が観覧す るとき。

(授業料等及び使用料の減免)

第2条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の 使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は 使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用 料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の 右欄に定める事由に該当する場合とする。

区分	授業料 等又は 使用料	減免事由
略		
鳥取県物館	入館料	1 児童又は生徒 <u>及びその引率者</u> が 教育課程に基づく教育活動として <u>通常展示を</u> 観覧するとき。 2 障害者及びその介護者が <u>通常</u> 展示を観覧するとき。 3 児童又は生徒が休日等に通常展示を観覧するとき。

	370歳以上の者が観覧するとき。4要介護者等及びその介護者が観覧するとき。5略			4 70歳以上の者が<u>通常展示を</u>観するとき。5 要介護者等及びその介護者が <u>常展示を</u>観覧するとき。6 略
特別展示の入館料				
略			略	
略		略	\ Z	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

4	平成13年12月21日	壶唯口	馬	ДX	枈	公	羊 区	(号外 <i>)</i> 第137	l 写